

インドにおける国際合併規制の導入に関して

(2018年7月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地チャダ法律事務所
に作成委託し、2018年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正など
によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるもの
ですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本
報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、
法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行
為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよびチャダ法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、
派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、
不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の
責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびチャダ法律事務所が係る損害の可能性を
知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 導入.....	1
2. 会社法上の国際合併法制.....	1
3. 国際合併規制の概要.....	2
4. 日本企業に対する影響.....	4

インドにおける国際合併規制の導入に関して

1. 導入

2018年5月20日、インド準備銀行(以下、「RBI」という)によって **Foreign Exchange Management (Cross Border Merger) Regulations, 2018** (以下、「国際合併規制」という)が公布された。同規制の制定により、日本企業にとっては国際的な合併という新たな選択肢が増え、国際的な組織再編等がより柔軟に実施可能となった。本報告書では、国際合併に関する従前の制度の枠組みを確認した上で、国際合併規制のうち特に日本企業に影響のある点について説明し、同規制の日本企業に及ぼす影響について解説する。

2. 会社法上の国際合併法制

The Companies Act, 1956 (以下、「旧会社法」という)では、合併存続会社 (**transferee-company**)はインド会社法のもとで設立された会社以外の会社を含まないが、合併消滅会社(**transferor-company**)には、インド会社法のもとで設立されたか否かを問わず、いかなる法人も含むものと定義されていた(旧会社法 394 条(4)(b))。そのため、インド法人が合併存続会社となる国際合併(以下、「**Inbound merger**」という)は認められていたのに対して、外国法人が合併存続会社となる国際合併(以下、「**Outbound merger**」という)は認められていなかった。すなわち、旧会社法下では日本法人が合併存続会社となる **Outbound merger** はインドにおいては認められていなかったのである。

これに対して新たに成立した **The Companies Act, 2013**(以下、「新会社法」という)においては、**Outbound merger** についても認める条文が導入され (新会社法 234 条)、2017年4月に同条文が施行されると同時に、これに対応する会社法合併規則¹の改正が実施された。

具体的には、会社法合併規則において、**Outbound merger** の際に RBI の事前承認が必要とされることや、合併存続会社が、当該会社の管轄区域において専門機関とし

¹ **The Companies (Compromises, Arrangement or Amalgamation) Rules, 2016**

て認証されているメンバーの鑑定人によって株式評価が実施され、その評価が国際的に通用する会計・評価の原則に従って行われなければならないこと、などが会社法合併規制において規定された。なお、同規則上、国際合併が認められる管轄区域は、特定の条件を充足する区域に限定されているが、日本は当該条件を満たすため、日本法人とインド法人との国際合併は新会社法上認められている。

このように、国際合併の会社法上の制度整備は 2017 年 4 月には完了していたが、Outbound merger の実施に際して RBI から個別の事前承認を取得することは実務上必ずしも現実的とはいえなかった。しかし、2018 年 5 月 20 日に外為管理法(the Foreign Exchange Management Act, 1999)に基づく国際合併規制が制定・施行された。国際合併規制では、同規制の遵守によって RBI の事前承認を取得したことと同様の法的効果が得られることが認められるため、国際合併規制の制定・施行によってその制度運用がようやく現実的に開始されたといえる。

なお、インド会社法上、合併を実施するためには合併計画を作成しこれに対する会社法審判所の承認を得るといった諸手続きが必要とされる。会社法合併規則上、国際合併のケースについてもこのような通常の合併手続きの際に求められる手続き一般を履践する必要があるものとされている。そのため、国際合併と通常の合併とで必要な手続きの大枠は共通する。

3. 国際合併規制の概要

国際合併規制は、Outbound merger(外国法人が合併存続会社となる国際合併)と、インド法人が合併存続会社となる国際合併(Inbound merger)について規定するが、日本企業との関係では、日本の会社がインドの会社を合併手続きにより吸収する Outbound merger がより問題となる。そのため、本報告書では、特に日本企業について影響のある Outbound merger に焦点を当て、国際合併規制の概要を説明する。国際合併規制における Outbound merger の要点は以下のとおりである。

- ・会社法合併規則 25A 条は、Outbound merger の際に RBI の事前承認が必要であると規定しているところ、国際合併規制に従って実施された国際合併については、会社法合併規則 25A 条における RBI の事前承認を取得したものとみなされる。この場

合、当該規制の遵守が義務付けられる会社の代表取締役または常勤取締役および会社秘書役の証明を会社法合併規則に従い会社法審判所に対して作成される申請書に添付しなければならない。

- ・国際合併に関与する会社は、インド外為管理法、同規則および同規制の不遵守、違反を合併前に解消しなければならない。

- ・合併消滅会社のインドオフィスは、国際合併計画に従って、合併存続会社の外為管理法規制²上のインドにおける支店とみなされうる。その結果、合併存続会社は、当該規制上支店に認められる取引を実施することができる。

- ・合併存続会社の債務となるインド法人(合併消滅会社)の保証または未払い借り入れは、会社法合併規則によって会社法審判所に承認された合併計画に従い、返済されなければならない。ただし、合併存続会社は、インド外為管理法、同規則または同規制に違反する貸主に対するインドルピー建て負債を取得することはできない。もっとも、当該貸主から不異議証書(no-objection certificate)を取得した場合はこの限りでない。

- ・合併存続会社は、インド外為管理法、同規則または同規制上、外国企業の取得が許されるインド資産を取得し、保持することができる。これらの資産は、インド外為管理法、同規則または同規制上許される手段によって譲渡することができる。

- ・インド外為管理法、同規則または同規制上、そのインドの資産または株式の取得または保持が禁止されている場合、会社法審判所による計画承認の日から起算して2年以内に、合併存続会社はこれらの資産または有価証券を売却しなければならず、その売却金は、銀行取引チャンネルを通じて、直ちにインド国外に送金されなければならない。2年以内にこれらの資産または有価証券の売却金をインドにおける債務の支払いに充てることは許されなければならない。

- ・インド法人の株式評価は会社法合併規則 25A に従って実施されなければならない。

- ・合併存続会社および国際合併に関与した会社は、インド政府との協議のもとインド

² the Foreign Exchange Management(Establishment in India of a branch office or a liaison office or a project office or any other place of business) Regulations, 2016

準備銀行が規定する報告書を提出しなければならない。

- ・合併存続会社によるインド法人株式取得に対する対価の支払いは、会社法審判所によって承認された計画に従って実施されなければならない。

4 日本企業に対する影響

国際合併規制によって **Outbound merger** がインドにおいて認められることになり、日本企業にとってインドを含む国際的な組織再編を実施することがより容易になったといえる。これまでは日本法人を主体とするインドにおける国際合併手続きを実施することができなかったため、特に国際的な組織再編の場面においては、インドのみ特別の取り扱いを行う必要などがあったが、今後はこのような不都合が解消され得る。また、**Outbound merger** を活用することで税務上の便益を享受できる可能性があるが、**Inbound merger** についてはキャピタルゲイン課税の例外が税法上整備されるなど課税ルールが明確であるのに対して、**Outbound merger** に関してはこれらの課税ルールが未整備の状況にあるため、更なる法整備が望まれる。